

管理 No.	F037
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
 (自立支援給付係 / 内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	特定障害者特別給付費の支給	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第34条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)
	基準規定条項	法第34条第1項／令第21条
	審査基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条第1項に規定する特定障害者が支給決定の有効期間内において、同項に規定する指定障害者支援施設等に入所し、又は同項に規定する共同生活住居に入居して、同項に規定する特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における同項に規定する特定入所等費用について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。
標準処理期間 (經由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

	基準内容
審査基準等 補足	